

豊橋市における内部統制基本方針

内部統制に係る4つの目的（1 業務の有効性及び効率性の向上、2 財務報告の信頼性の確保、3 事業活動に関わる法令等の遵守、4 資産の保全）を達成するため、豊橋市役所における内部統制に関する基本方針を次のとおり定めます。

今後は、この基本方針に基づき、内部統制を整備し、運用していきます。

1. リスクの管理について

豊橋市役所は、業務の執行におけるリスクを把握したうえで、対応が必要なリスクを管理するとともに、その発生を未然に防ぎます。

2. 業務の執行に当たっての法令等遵守の確保について

豊橋市役所は、業務に関わる法令等の周知徹底及び内部モニタリング体制の強化を図ることにより、業務の執行が法令等に適合することを確保します。

3. 業務の執行に関わる情報の保存・管理及び活用について

豊橋市役所は、業務の執行に関わる情報を、法令等に従い、適切に保存・管理したうえで、有効に活用します。

4. 内部統制の整備・運用の状況に関する公表について

豊橋市役所は、内部統制の整備・運用の状況について、住民等に対して公表します。

平成 27 年 8 月 18 日

豊橋市長 佐原 光 一